

カラ期間にご注意ください

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金などの公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額6万5,741円の老齢基礎年金が支給されます。

老齢基礎年金を受けるためには、公的年金保険料を納めた期間か国民年金保険料を免除された期間が25年以上あることが必要で、この25年にはカラ期間も含まれることになっています。

○カラ期間とは

このカラ期間は、前記の25年の資格期間に算入されませんが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なものは、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入でき

たのに任意加入しなかった次の方の期間などとなっています。

①昭和61年3月までの厚生年金などの加入者の被扶養配偶者

②平成3年3月までの学生

③海外在住の日本人

また昭和61年3月までに厚生年金などから脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

○本人の申出が必要です

これらのカラ期間は年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、本人の申し出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間を持っていると思

われる方は、年金事務所または市町村役場の担当窓口にてその旨を申し出て、相談してください。

またカラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。

この場合の保険料の額は、一般の第一号被保険者と同様、平成23年度は月額1万5,020円となっています。ただし任意加入者には免除制度がありませんので、ご注意ください。

任意加入についても、年金事務所または市町村役場の担当窓口にご相談ください。

岡郡山年金事務所

☎024・932・3434

岡町民生課

☎72・6933

◎上水道加入の皆さんへ

10月に実施した水道水の水質検査の結果は、次のとおりです。

試験項目	水質基準	試験結果
一般細菌	100 CFU/ml以下	0 CFU/ml
大腸菌	検出されないこと	検出せず
塩化物イオン	200 mg/l以下	7.2 mg/l
有機物(TOC)	3 mg/l以下	0.9 mg/l
PH値	5.8 ~ 8.6	7.2
味	異常でないこと	異常なし
臭気	異常でないこと	異常なし
色度	5度以下	< 1度
濁度	2度以下	<0.1度



岡地域整備課 ☎72-6936